

1997年一般歳出法
(仮訳)
※ 法律趣旨及び被害者補償関係部分のみ掲載

(以下原文 3009 ~ 3009-1 頁)

法律

1997年9月30日に終了する会計年度の一般歳出予算の作成およびその他を目的とする法律

A節

政府のいくつかの省、機関、団体その他の組織に1997会計年度を対象として、およびその他の目的のために、通常であれば支出されない財務省の予算から下記の金額が充当されること。すなわち、

第I編—包括的歳出予算

第101条 (a) 商務省、司法省および国務省、ならびに司法および関連機関の計画、プロジェクトおよび活動を対象とする1997年歳出予算は、下記のとおり定め、通常の歳出予算法として制定された場合と同様に発効する。

法律

商務省、司法省および国務省ならびに司法および関連機関を対象として1997年9月30日に終了する会計年度の歳出予算を作成することおよびその他を目的とする法律

< 中略 >

反テロリズム基金

司法長官が定めた必要経費 945 万ドルは、消費されるまで、司法省のいずれかの組織に以下の費用を補償するために引き続き利用可能である。(1) オクラホマ・シティーの Alfred P. Murrah 連邦ビルの爆破または国内のもしくは国際的なテロ事件の結果として損壊されたオフィスまたは施設の機能回復に要した費用、(2) 国内のまたは国際的なテロ行為に対抗し、これを捜査し訴追するための支援費用、ならびに、(3) 連邦機関およびその施設に対するテロ脅威の査定費用。ただし、本表題の下で定める基金は、本法第 605 条に基づき、司法長官が下院歳出委員会および上院に通知した後にのみ利用可能となる。

司法長官が定めた追加の必要経費 2,000 万ドルは、消費されるまで、司法省のいずれかの組織に以下の費用を補償するために引き続き利用可能である。すなわち、(1) 国内のまたは国際的なテロ事件の結果として損壊されたオフィスまたは施設の機能回復に要した費用、および、(2) 国内のまたは国際的なテロ行為に対抗し、これを捜査し訴追するための支援費用(これらの活動に関連した報酬の支払いを含む)。ただし、すべての金額は、改正された 1985 年均衡予算・緊急財政赤字削減法第 251 条(b)項(2)号(D)(i)に基づき、議会が緊急要求として指定する